

令和8年度答申第1号
令和8年4月10日

諮問番号 令和7年度諮問第147号（令和8年3月3日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権
処分に関する件

答 申 書

審査請求人（亡 X_1 審査請求承継人） X_2 からの審査請求に関する上記審査庁の
諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、
妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A知事（以下「処分庁」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）11条1項の認定（以下「原爆症認定」という。）を受けた疾病に係る医療特別手当の支給を受けていた承継前審査請求人 X_1 （以下「承継前審査請求人」という。）に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）33条2項の規定に基づき、当該医療特別手当の受給権を失権させる処分（以下「本件失権処分」という。）をしたことから、承継前審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

なお、本件審査請求の後に承継前審査請求人が死亡し、その長男である X_2 が本件審査請求における審査請求人の地位を承継した。

1 関係する法令等の定め

(1) 被爆者援護法10条1項本文は、厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行うと規定し、被爆者援護法11条1項は、前条1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法24条1項は、都道府県知事は、原爆症認定を受けた者であって、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給すると規定し、同条2項は、前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定している。

(2) 被爆者援護法施行規則29条1項は、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定の申請は、原爆症認定に係る負傷又は疾病についての被爆者援護法12条1項の規定による医療機関の指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えて、医療特別手当認定申請書を居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならないと規定し、被爆者援護法施行規則32条1項は、上記の認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）は、当該認定の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、上記の診断書を添えて、医療特別手当健康状況届を居住地の都道府県知事に提出しなければならないと規定している。

そして、被爆者援護法施行規則33条2項は、都道府県知事は、医療特別手当受給権者が提出した医療特別手当健康状況届を受理した場合において、当該医療特別手当受給権者が被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないと認めるときは、当該医療特別手当受給権者に対し、文書でその旨を通知しなければならないと規定している。

(3) 上記(2)の被爆者援護法施行規則33条2項の要件該当性の判断、すなわち、医療特別手当の支給を継続するか否かの判断については、平成26年3月20日付け健発0320第1号厚生労働省健康局長通知「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「本件運用通知」という。）が、次のように行うと定め

ている（記2の（2）。ただし、文中における関係診断書の様式の欄の記載については、本件に適用のある被爆者援護法施行規則様式第10号のものに読み替えている。）。

ア 医療特別手当健康状況届に添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」が「ア.定期的に受診し現在治療中」とされている者については、同欄の「現在行っている治療の内容」の項目の記載が認定疾病に対する治療として医学的に不適切なものでない限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

イ 医療特別手当健康状況届に添付の診断書（医療特別手当用）の「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」が「イ.定期的に受診し経過観察中」又は「ウ.定期的に受診はしていない」とされている者のうち、認定疾病が悪性腫瘍の者については、再発したとの所見がない場合は、同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療」の項目の記載等を確認した上、「手術等の根治的な治療から概ね5年以内の場合。ただし、乳がん、腎盂がん、尿管がん、膀胱がん、前立腺がん、甲状腺がんその他再発の可能性が特に長期にわたる疾病（類似の病態であって病名の表記が異なっている場合を含む。）については、概ね10年以内の場合」に限り、医療特別手当の支給を継続して差し支えない。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 承継前審査請求人は、平成28年7月21日、厚生労働大臣に対し、被爆者援護法11条1項の規定に基づき、承継前審査請求人が罹患している「胃がん、橋本病」について原爆症認定の申請をしたところ、厚生労働大臣は、同年11月11日付けで、承継前審査請求人に対し、認定疾病を「胃がん」（以下「本件認定疾病」という。）とする原爆症認定をした。

（認定申請書、認定書）

- (2) 承継前審査請求人は、平成28年7月21日、A知事に対し、その罹患している「胃がん」について被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定の申請をしたところ、A知事は、同年11月22日付けで、本件認定疾病について医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定をし、承継前審査請求人に対し、支給開始年月を同年8月として本件認定疾病に係る医療特別手当の支給を開始した。上記の認定は、令和元年6月6日付け及び令和4年6月6日付けで更新された。

(医療特別手当支給履歴、医療特別手当証書)

- (3) 承継前審査請求人は、令和7年5月2日、処分庁に対し、被爆者援護法施行規則32条1項の規定に基づき、B病院の医師が作成した同年4月21日付けの診断書(医療特別手当用。以下「本件診断書」という。)を添付して、本件認定疾病に係る同年5月1日付けの医療特別手当健康状況届(以下「本件健康状況届」という。)を提出した。

(本件診断書、本件健康状況届)

- (4) 処分庁は、令和7年6月1日付けで、承継前審査請求人に対し、「あなたが認定を受けている疾病(胃がん)の状態が、(中略)今回提出された医療特別手当健康状況届(注:本件健康状況届)及び医師の診断書(注:本件診断書)に記入された所見の状態では、医療特別手当の支給要件となる負傷又は疾病状態にあると認められなかったため」、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないとして、本件認定疾病に係る医療特別手当の受給権を失権させる処分(本件失権処分)をした。

(医療特別手当失権通知書)

- (5) 承継前審査請求人は、令和7年7月24日付けで、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件失権処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 承継前審査請求人が令和7年11月15日に死亡したことから、X₂同年12月15日付けで、審査庁に対し、本件審査請求における審査請求人の地位を承継したことを届け出た。これを受けて、審査庁は、令和8年2月5日付けで、X₂による上記地位の承継を許可した。

(審査請求人地位承継届出書、戸籍全部事項証明書、「審査請求人の地位の承継の許可について(通知)」と題する書面)

- (7) 審査庁は、令和8年3月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

承継前審査請求人は、胃がんにより胃を切除した後、転移しないよう、抗がん剤をもらいに、ひと月に1度くらいB病院に通院し、診察してもらっていた。甲状腺の病気のほか、被爆者になるひどいめまいや高血圧、さらに緑内障にもなり、定期的に通院していた。そのうちに足が悪くなったのと、若

干の物忘れなどで病院に行けなくなったが、ここ5、6年くらいは家の近くの内科に通院していた。また、めまいがひどくなると、C病院に何度も救急車で搬送された。

現在は、令和7年4月から胃がんの影響と思われる胃腸炎のためD病院に入院中である。物忘れのため病院から来るよう言われた日を忘れてしまうこともあり、また、足も悪く、低床バスでないからこけて大けがをしそうになったため、X₂が病院に付添いをしていた。さらに、胃がんの通院が終わっても家で吐くこともあった。

したがって、本件失権処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 承継前審査請求人が本件健康状況届を提出した時点で、本件認定疾病（胃がん）について、「認定疾病に係る受診状況」が「ウ. 定期的な受診は行っていない」となっており、平成28年6月24日に胃切除術（根治的治療）を受けてから既に5年を大きく超過しているから、被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にはなく、医療特別手当の支給要件に該当しない。また、本件失権処分は、E審査会の審査を踏まえ、法令の規定に従って手続及び要件該当性の判断が適正になされたものであり、違法又は不当なものとは認められない。

したがって、本件審査請求を棄却するとしている。

- 2 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件失権処分に違法又は不当な点はないとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められるべき点はうかがわれない。
- 2 本件失権処分の違法性又は不当性について
 - (1) 本件認定疾病は、「胃がん」であり（上記第1の2（1））、本件診断書の①「認定疾病の名称」欄にも「胃がん」と記載されている。そして、②「認定疾病に関する現症及び検査所見」欄には記載がなく、③「認定疾病に対する治療状況」欄の「認定疾病に係る受診状況」の項目には「ウ. 定期的な受診はしていない」と、④同欄の「認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等）」の項目には「胃切除術 2016年6月24日」と記載されているが、⑤同欄の「現在行っている治療の内容」の項目には記

載がない。

- (2) 上記(1)によれば、本件認定疾病については、再発したとの所見は認められず、受診状況も「ウ.定期的に受診はしていない」とされているところ、本件運用通知に照らせば、上記第1の1(3)イのとおり、手術等の根治的な治療から「概ね5年以内の場合」に限り、医療特別手当の支給の継続が認められることになる。そして、本件認定疾病に対して過去に行われた胃切除術(上記(1)④)は、本件認定疾病に対する根治的な治療であるといえる(なお、胃がんが、上記第1の1(3)イのただし書に規定する「概ね10年以内の場合」に限り医療特別手当の支給の継続が認められる疾病に該当するか否かについて審査庁に確認したところ、該当しない旨の回答があった(令和8年3月11日付けの審査庁の事務連絡・記3の回答))。

加えて、処分庁は、F都道府県附属機関設置条例(平成26年F都道府県条例第3号)2条に基づき設置されたE審査会に対して医学的意見を求めたところ、根治的治療から8年10か月が経過していること、本件認定疾病に対する治療は現在行われていないことを踏まえ、承継前審査請求人は被爆者援護法24条1項の医療特別手当の支給要件に該当しないとの意見を得た。

- (3) そうすると、上記(1)④のとおり、本件認定疾病に対して根治的な治療(胃切除術)が行われたのは2016年(平成28年)6月24日であり、承継前審査請求人が本件健康状況届を提出した令和7年5月2日の時点では、既に8年10か月以上が経過しており、本件は、本件運用通知が定める医療特別手当の支給を継続する場合に該当しない。

したがって、承継前審査請求人は、本件健康状況届を提出した時点で被爆者援護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあつたとは認められない。

- (4) 審査請求人は、承継前審査請求人が、胃の切除後も抗がん剤をもらうため月1回程度B病院に通い診察を受けていたこと、その後、足の不調や物忘れがみられ通院が困難となったため、自宅近くの内科に通うようになり、その際X₂が付き添っていたこと、さらに胃がんの治療通院を終えた後も自宅で嘔吐することもあり、令和7年4月からは胃がんの影響と思われる胃腸炎で入院していること、などを主張する。

しかし、承継前審査請求人が本件健康状況届を提出した時点で被爆者援

護法24条1項に規定する「認定に係る負傷又は疾病の状態」にあったか否かについては上記(1)から(3)までで検討したとおりである。また、一件記録を参照しても、上記の判断を覆すに足る証拠書類等は見当たらない。

したがって、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

(5) 上記(1)から(4)までで検討したところによれば、本件失権処分は、違法又は不当であるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美